

大阪大学中之島センター特別減免制度実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、大阪大学中之島センター使用細則（以下「使用細則」という。）第16条の規定に基づき中之島センター特別減免制度（以下「特別減免制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別減免制度の目的)

第2 特別減免制度は、中之島センター（以下「センター」という。）の一時貸付に係る使用料又は分担金を免除（以下「一時貸付減免」という。）することにより、大阪大学関係者の利用を促進し、第四の大阪大学キャンパスとしてセンターに賑わいをもたらすことを目的とする。

(一時貸付減免)

第3 一時貸付の使用目的が第1号に掲げる①から⑦までのいずれかであって、使用料又は分担金の負担者及び使用条件について、それぞれ第2号及び第3号に掲げる要件を満たすものについては、使用細則第9条第3号に規定する事業として一時貸付減免を適用する。

(1) 使用目的

- ①大阪大学（以下「本学」という。）の各部局等が主催する講演会、研究会、セミナー、シンポジウム、会議等
【各部局等を含む組織単位】
 - ・学部 : 学科
 - ・研究科 : 専攻、附属施設
 - ・附置研究所 : 部門、附属施設
 - ・学内共同教育研究施設その他の組織 : 研究科・附置研究所に準ずる。
- ②本学の教職員、卒業生及び教職員OBが互いの親睦を深めることを目的に開催する会合（同窓会等）
- ③本学の課外活動団体（大学公認団体に限る。）の課外活動
- ④本学の教員が本務で行う教育、研究活動。ただし、学協会等の学外団体の活動に係るものを除く。
- ⑤本学の教職員が本務に関連して自己研鑽で使用する場合であって、参加者のうち半数以上が本学の構成員である活動又は中之島センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた活動。ただし、学協会等の学外団体の活動に係るものを除く。
- ⑥本学の教職員が広く一般社会人を対象とする社学連携活動で使用する場合であって、当該活動に係る経費を参加者に負担させないもの。ただし、資料代等の実費を参加者負担とすることは差し支えないものとする。
- ⑦本学の教職員、学生、卒業生及び教職員OBが使用する場合であって、中之

島センター長が特別に認めたもの

- (2) 使用料又は分担金を各部局等の経費で負担すること又は本学所属の教職員、学生、卒業生、教職員OB自らが負担すること。
- (3) 使用条件として、会場設営及び後片付け復元を使用者自らが行うこと。ただし、佐治敬三メモリアルホールについては、備付けの備品で設営すること。

(一時貸付減免の対象)

第4 一時貸付減免は、平成27年4月1日以降に使用するものを対象とする。ただし、佐治敬三メモリアルホールの土曜日、日曜日及び休日の使用については、対象外とする。

(一時貸付減免の手続き)

第5 一時貸付減免の適用を希望する者は、第3に掲げる要件を満たすものであるかを確認したうえで、予約システムで使用を希望する室の予約を行い、別に定める特別減免制度使用申請書を中之島センター長に提出するものとする。

(キャンセル料の取扱い)

第6 一時貸付減免が適用される使用であっても、予約手続き後にキャンセルをした場合は、別に定めるキャンセル料徴収の規定によりキャンセル料を徴収するものとする。

(使用の報告)

第7 一時貸付減免を適用された者は、別に定める使用報告書を使用後1週間以内に提出するものとする。この場合において、使用報告書を期限内に提出しないとき、又は使用報告書の記載内容に虚偽があったときは、一時貸付減免を適用しないものとする。

(経過措置)

第8 この要領実施の際、既に一時貸付減免の開始日以降使用分として予約されているものについても一時貸付減免の適用対象とし、第5に定める一時貸付減免予約申請書提出することができる。これにより一時貸付減免を適用することになった場合において当該使用に係る使用料が既に納付されているときは、使用料を返還するものとし、返還の際に発生する振込手数料等の費用は大学が負担するものとする。

附 則

この要領は、平成27年 2月 9日から実施する。